**※要請の対象（協力金の支給対象）とならない方（酒類の提供を行わない飲食店等）にもお知らせしている場合がありますので、事前によくご確認ください。**

■　営業時間短縮等の**要請期間延長**について　■

令和３年８月30日

　　 長　野　県

○　佐久圏域においては、８月９日から酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を行っており、過日、要請期間を９月１日まで延長したところです。

この間、多くの皆様にご協力をいただいておりますことに深く感謝いたします。

○　しかしながら、佐久圏域においては依然として陽性者が継続的に確認されていることから、引き続き人流の抑制を図る必要があります。

○　このため、佐久圏域における酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を別紙のとおり再度延長することといたしました。

○　引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

　（詳細につきましては別紙をご確認ください。）

　問合せ先

長野県庁　代表電話：０２６－２３２－０１１１

＜要請について＞　　危機管理部　新型コロナウイルス感染症対策室

＜協力金について＞　新型コロナウイルス拡大防止協力金　担当窓口

＜信州の安心なお店について＞　産業労働部　産業政策課団体・サービス産業振興係